

栃木市議会政務活動費の交付の特例に関する条例の制定について

栃木市議会政務活動費の交付の特例に関する条例を次のように制定するものとする。

令和2年6月5日提出

提出者	栃木市議会議員	森戸雅孝
	同	入野登志子
	同	福田裕司
	同	天谷浩明
	同	氏家晃
	同	福富善明
	同	白石幹男
	同	中島克訓

栃木市条例第 号

栃木市議会政務活動費の交付の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、栃木市議会政務活動費の交付に関する条例（平成22年栃木市条例第5号）の特例を設けることについて必要な事項を定めるものとする。

(交付の額の特例)

第2条 会派に対して交付する政務活動費の令和2年7月1日から令和3年3月31日までの期間における月額は、栃木市議会政務活動費の交付に関する条例第3条第1項の規定にかかわらず、各月の初日における会派の所属議員数に、1月につき1万5千円を乗じて得た金額を上限とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(条例の失効)

2 この条例は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

栃木市議会政務活動費の交付の特例に関する条例の制定について

提案理由

新型コロナウイルス感染症対策の財源確保を目的として、議員の政務活動費を減額する措置を講じるため、栃木市議会政務活動費の交付の特例に関する条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

(議決事件)

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 以下略